

用語解説集

ア行

● アジア不拡散協議 (ASTOP : Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation)

ASEAN10か国、日本、中国、韓国、及びアジア地域の安全保障に共通の関心を持つ米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。2003年11月に第1回協議が開催され、最近では2016年1月に第12回協議が開催された。(開催地はすべて東京)

● 宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS : Prevention of Arms Race in Outer Space)

宇宙空間の軍事的利用の制限については、宇宙条約その他の国際約束で規定されており、一定の枠組みが存在するが、1978年、第1回国連軍縮特別総会最終文書において、「宇宙空間における軍備競争の防止」のために更に追加的措置がとられるべきであるとされた。1997年以降、多国間軍縮交渉機関であるジュネーブ軍縮会議 (CD) では交渉テーマに関する各国の立場の調整がつかず停滞状況に陥っており、PAROSについても交渉は行われていない。(→ジュネーブ軍縮会議 (CD) 参照。)

● 宇宙条約

正式名称は「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約 (Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies)」。1967年発効。大量破壊兵器の宇宙空間への配置、天体における軍事施設の設置等を禁止している。

● ウラン濃縮 (uranium enrichment)

ウランに含まれるウラン235の割合 (濃縮度) を高めること。ウランを核分裂させると大きなエネルギーが得られることが知られているが、天然ウランは核分裂を起こしにくいウラン238及び核分裂を起こしやすいウラン235から成り、後者は平均で約0.7%しか含まれていない。一般に原子力発電用に用いられるウラン燃料の濃縮度は3~5%、核兵器の製造に用いられるウランは濃縮度90%以上と言われ、濃縮度を高めるためにガス拡散法、遠心分離法といった方法が用いられる。(→「遠心分離法」、「高濃縮ウラン」参照。)

● 運転管理評価チーム (OSART: Operational Safety Review Team)

原子力発電所等の運転管理の安全性の継続的な向上を支援するIAEAによるレビューサービス。加盟国からの要請に基づき、IAEA事務局がOSART調査団を原子力発電所に派遣するもの。

● 遠心分離法 (centrifugation)

ウラン濃縮の方法の一つ。ウラン235とウラン238のわずかな質量の違いを利用し、遠心力を用いて両者を分離する。

● オーストラリア・グループ (AG : Australia Group)

化学・生物兵器の開発・製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。1985年6月設立。2016年1月現在、41か国及びEUで構成されている。

● オスロ条約 (CCM)

「クラスター弾に関する条約」を参照。

● オタワ条約 (Ottawa Treaty)

「対人地雷禁止条約」を参照。

力 行

● 化学兵器 (CW : Chemical Weapons)

化学兵器禁止条約 (CWC) では、①生命活動に対する化学作用により、人または動物に対し、死、一時的に機能を著しく害する状態または恒久的な害を引き起こし得る化学物質及びその前駆物質、②こうした物質を放出するために特別に設計された弾薬類及び装置、③②の弾薬類及び装置の使用に直接関連して使用するように特別に設計された装置と定義されている。(→化学兵器禁止条約 (CWC) 参照。)

● 化学兵器禁止機関 (OPCW : Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons)

1997年5月、化学兵器禁止条約 (CWC) の発効に伴いオランダのハーグに設置された国際機関。CWCに基づき化学兵器の廃棄のために化学兵器及び生産施設の廃棄の進捗を、査察を通じて検証し、また化学兵器の不拡散のために毒性化学物質を扱う産業施設等に対しても査察を行っている。(→化学兵器禁止条約 (CWC) 参照。)

● 化学兵器禁止条約 (CWC : Chemical Weapons Convention)

正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on their Destruction)」。

開発、生産、保有を含めた化学兵器の全面的禁止及び厳密な検証制度を盛り込んでいる。1997年発効。この条約に基づき、化学兵器禁止機関 (OPCW : Organisation for Prohibition of Chemical Weapons) が1997年5月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。2016年1月現在の締約国数は192か国。

● (日本提出の) 核兵器廃絶決議

日本が、1994年以来毎年、国連総会に提出し、圧倒的多数の支持を得て採択されてきている核軍縮に関する決議。その内容は、核兵器のない平和で安全な世界に向けた、現実的・漸進的アプローチに基づく取組を示すもの。同決議は、5年毎に開催される核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議の結果を踏まえてアップデートされてきている。2015年に提出した決議案は、2015年 NPT運用検討会議における合意の不成立による「空白」を埋めるべく、核兵器国及び非核兵器国に対して、現実的かつ実践的なアクションを促すものとし、12月の国連総会で採択された (賛成166 (共同提案国107)、反対3、棄権16)。

● 拡散に対する安全保障構想（PSI : Proliferation Security Initiative）

2003年5月、ブッシュ米国大統領が提唱した取組であり、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとり得る移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を、国際法・各国国内法の範囲内で検討・実践するもの。こうした PSI の活動の基本原則は、「阻止原則宣言」にまとめられており、2016年1月現在、約100か国がこれを支持し、実質的に PSI の活動に参加・協力している。PSI では、阻止訓練の実施や情報交換等を通じ、関係国間の連携強化を図るとともに、PSI への理解・支持を拡大するための取組（アウトリーチ活動）を積極的に行っている。

● 核実験モラトリアム（moratorium on nuclear testing）

核実験（注：正確には、CTBT 第1条にいう「核兵器の実験的爆発や他の核爆発」）を自主的に一時停止すること。

● 核セキュリティ（Nuclear Security）

核物質等を使用したテロ（核テロ）が現実のものとならないようにするための様々な措置・対策。国際原子力機関（IAEA）は、「盗取、妨害破壊行為、不法アクセス、不法移転その他の悪意を持った行為であって核物質その他の放射性物質又はそれらの関連施設を巻き込むものに対する予防、検知及び対応」と定義している。（→国際原子力機関（IAEA）参照。）

● 核態勢の見直し（NPR : Nuclear Posture Review）

米国の核政策・核態勢等に関する包括的な見直し。これまで、1994年、2002年、2010年の3回作成されている。2010年に公表された直近の NPR は、向こう5年～10年の米国の核政策、戦略、能力及び戦力態勢を定めるとともに、核兵器の役割の低減、削減された核戦力における戦略的抑止と安定の維持、同盟国・パートナー国への拡大抑止の保証、及び核兵器のない世界に向けた条件及び取組についての姿勢等を説明している。

● 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合

2009年9月にニューヨークで開催（オバマ米国大統領が議長、日本からは鳩山総理大臣が出席）。核軍縮、核不拡散、原子力平和利用、核セキュリティといった主要分野を広くカバーした、安保理決議第1887号が採択された。同決議では、オバマ大統領によるプラハ演説（2009年4月）で高まった核軍縮の機運を反映し、「核兵器のない世界」に向けた条件を構築する決意が表明されたほか、核兵器不拡散条約（NPT）の重要性の確認、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始といった重要な点が確認された。

● 核兵器（nuclear weapon）

原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器。

● 核兵器不拡散条約（NPT）

正式名称は「核兵器の不拡散に関する条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear

Weapons)」。1970年発効。米国、ロシア、中国、英国、フランスの5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受入れ義務、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めている。また、原子力の平和利用を締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに、原子力の平和利用の軍事技術への転用を防止するために、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受け入れる義務を定めている。2016年1月現在の締約国は191か国・地域。（→「国際原子力機関（IAEA）」、「保障措置」参照。）

● 核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議（NPT Review Conference）

NPT第8条3の規定により、5年に一回、NPTの運用状況について検討する締約国間の会議。2015年NPT運用検討会議は、最終文書を採択せずに終了した。次回運用検討会議は2020年に開催予定。

● 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約、FMCT：Fissile Material Cut-off Treaty）

核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質（プルトニウム及び高濃縮ウラン等）の生産を禁止する条約構想。1993年9月にクリントン米国大統領によって提案された。条約交渉の場はジュネーブ軍縮会議（CD）とすることが合意されたが、交渉開始について合意が得られず、現在に至るまで交渉は開始されていない。

● 汚い爆弾（dirty bomb）

核兵器と異なり、核爆発は起こさないが、通常爆薬を用いて放射性物質をまき散らすことにより、人を殺傷し、又は財産若しくは環境に損害を与える爆弾。9.11同時多発テロを契機に、汚い爆弾を用いての核テロの危険への認識が高まり、核兵器の材料となる核物質以外の放射性物質についても規制が強化されつつある。

● 「希望の星」（“Star of Hope”）

極東ロシアにおける退役原子力潜水艦の解体に関する日本とロシアの協力事業。解体作業が行われる「ズヴェズダ造船所」（ズヴェズダはロシア語で「星」の意味）に因んで、「希望の星」と命名された。また、「希望の星」は2002年のカナナスキス・サミットでG8により合意された「グローバル・パートナーシップ」の下での取組の一環としても位置づけられる。低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設協力とともに、日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力の中で中心的な協力事業である。2003年の事業開始以降合計6隻の解体を実施し、2010年3月に事業完了式が行われた。（→「グローバル・パートナーシップ」、「すずらん」参照。）

● キャッチオール規制（catch-all controls）

大量破壊兵器や通常兵器の関連汎用品・技術の輸出管理を補完・強化することを目的とした規制で、輸出管理の対象品目として規制リストに載せられていない品目であっても、大量破壊兵器や運搬手段の開発等の用途に用いられるおそれがあると判断されるときや、通常兵器の開発等の用途に用いられる恐れのある場合であって、武器禁輸対象国等一定の国に輸出する時には、当該輸出を各国の輸出管理当局の許可にかからしめる制度。（→「輸出管理」参照。）

● クラスター弾 (cluster munitions)

一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器を空中から投下または、地上から発射し、地上からある程度の高度になった時、容器が開き、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾・砲弾等。

● クラスター弾に関する条約 (CCM : Convention on Cluster Munitions)

クラスター弾の禁止に賛同する国及び NGO が中心となり開始されたオスロ・プロセスを通じて作成された条約。2010年8月発効。クラスター弾の使用、開発、生産等を禁止し、貯蔵弾の原則8年以内の廃棄を義務付けている。2016年1月現在の締約国は98か国。

● グローバル・パートナーシップ (GP : Global Partnership)

2002年カナナスキス・サミットにおいて、核、化学、生物兵器及びその関連物資等の拡散防止を主たる目的として、10年のマンデートで設置された「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ (The Global Partnership Against the Spread of Weapons and Materials of Mass Destruction)」のことを指す。2011年ドーヴィル・サミットにて2012年以降も GP のマンデートを延長することが決定。GP 参加国は随時拡大しており、現在29か国及び EU が参加している。

● 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI : Non-Proliferation and Disarmament Initiative)

2010年5月の核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議で合意を得た「行動計画」を着実に実施し、中長期的な核軍縮・不拡散の方向性に関し、現実的な提案を打ち出すべく、日本とオーストラリアが主導して立場の近い12か国で形成した地域横断的グループ。日豪の他、ドイツ、オランダ、ポーランド、カナダ、メキシコ、チリ、トルコ、アラブ首長国連邦 (UAE)、フィリピン及びナイジェリアが参加。2015年までに8回の外相会合を開催し、2015年の NPT 運用検討会議では、最終文書案を含む19本の作業文書を提出して、議論に貢献した。(→「核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議」参照。)

● 軽水炉 (LWR : Light Water Reactor)

通常の水 (軽水) を減速材及び冷却材として用いる原子炉。重水を用いる一部の原子炉 (重水炉) と区別する呼称。日本で現在稼働中の商業用発電炉はすべて軽水炉である。

● 検証 (verification)

条約の締約国がその条約の義務を誠実に履行しているかどうかを確認すること。

● 原子力安全 (Nuclear Safety)

原子力の適正な使用、事故の防止、事故の影響緩和を達成することによって人や環境を放射線の危険から防護すること。

● 原子力安全に関するIAEA行動計画

東京電力福島第一原発事故を契機とし、国際的な原子力安全を強化するため IAEA 事務局

により作成され、2011年のIAEA総会において確定した。福島第一原発事故の観点からの安全評価など、12項目の行動から構成される。

● 原子力基本法

日本の原子力活動に関する最も基本的な法律。1955年制定。第2条により、日本の原子力研究、開発及び利用は平和目的に限定されている。

● 原子力供給国グループ (NSG : Nuclear Suppliers Group)

核兵器開発に使用され得る資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート1（1978年成立）と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート2（1992年成立）を指針として、NSG参加国政府が国内法令に基づいて輸出管理を行っている。2016年1月末現在、48か国が参加。

● 原子カルネッサンス (Nuclear Renaissance)

国際的なエネルギー需要の顕著な増大と地球温暖化問題への対処の必要性等を背景に、温室効果ガスの排出量が少なく、基幹電源となりうる原子力発電が再評価され、その拡充および新規導入を企図する国が増加している潮流のこと。

● 原子炉区画陸上保管施設 (The Long-Term on-shore Storage Facility for Reactor Compartments)

原子力潜水艦を解体した後に残る原子炉区画を、陸上で安全かつ安定的に長期間保管するための施設。

● 原子炉等規制法

正式名称は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」。1957年制定。核原料物質、核燃料物質及び原子炉に関し、①平和的利用に限定、②計画的利用実施の確保、③災害防止と核燃料物質の防護による安全確保、を図るための規制等を定めている。また、国際規制物資に関し、二国間原子力協定、その他の国際約束を実施するための規制等を定めている。

● 高濃縮ウラン (highly enriched uranium)

ウラン235の濃縮度が20%以上であるウランをいう。核兵器に用いるには、一般的に濃縮度が90%以上である必要があると言われている。（→「ウラン濃縮」参照。）

● 小型武器 (small arms and light weapons)

一般的に、狭義では、兵士一人で携帯、使用が可能な武器（自動拳銃、小銃等）を指すが、広義では、数人で運搬・使用する「軽兵器」（重機関銃、携帯式対戦車ミサイル等）及び「弾薬・爆発物」を併せた3種類の総称としても用いられる。

● 国際科学技術センター (ISTC : International Science and Technology Center)

旧ソ連下で大量破壊兵器の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換を促進することを目的として設立された国際機関。1994年設立。参加国は、米国、EU、日本など。本部はアスタナ（カザフスタン）。

● 国際原子力機関 (IAEA : International Atomic Energy Agency)

原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関。1957年設立。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、水資源管理、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に係る技術協力といった幅広い活動を行う。事務局長はIAEA理事会が総会の承認を得て4年間の任期で任命。

● 国際原子力機関追加議定書 (IAEA Additional Protocol)

IAEAと包括的保障措置協定締結国との間で追加的に締結される保障措置強化のための議定書。1990年代のイラクや北朝鮮の核問題等を契機として、従来の保障措置のみでは未申告の原子力活動を探知・防止するには不十分であることが明らかとなったことから、1997年のIAEA理事会でそのひな形となるモデル追加議定書が採択された。追加議定書では、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲や検認のための立ち入りの対象場所が拡大されるほか、原則24時間前までの通告でそれらの場所に立ち入ることが認められる等、IAEAの権限が強化されている。2016年1月現在の締結国数は126か国。日本は1999年12月に締結。（→「包括的保障措置協定」及び「保障措置」参照。）

● 国内計量管理制度 (SSAC : State System of Accounting for and Control of Nuclear Material)

各国国内に存在する核物質の種類及び量を正確に管理するための仕組み。広義では、核物質の不法な取得及び使用を防ぐための防護や、これらを国として管理するための法的枠組みをも含む。IAEAと保障措置協定を締結した国は原則として、保障措置を適用する際の前提として、計量管理制度を整備・維持する義務を負う。核物質の計量管理とは、原子力施設にどのような核物質がどれだけあり、一定期間にどれだけ搬入・搬出されたか、そして現在どのような核物質がどれだけ残っているかを正確に管理する手法。

● 国連アジア太平洋平和軍縮センター (United Nations Regional Centre for Peace and Disarmament in Asia and Pacific)

アジア太平洋諸国の平和・軍縮への活動を支援するために1988年、国連軍縮局（現在の軍縮部）の中に設立された組織。通称「カトマンズ・センター」。日本政府協力の下、ほぼ毎年日本において国連軍縮会議を開催している。また、1997年、1998年の国連決議に基づき行われた中央アジア非核兵器地帯条約案の起草支援は「カトマンズ・プロセス」として各方面から高い評価を受けている。

● **国連宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS : Committee on the Peaceful Uses of Outer Space)**

1959年に国連総会の下に設置された委員会。「宇宙空間の平和目的利用を維持するための方策と手段」との議題で、宇宙の秩序の問題を検討してきたが、近年、この委員会で宇宙の軍備管理・軍縮問題を取り扱うか否かについて各国の意見が分かれており、軍縮・不拡散の観点からの議論はほとんど行われていない。

● **国連軍縮委員会 (UNDC : United Nations Disarmament Commission)**

国連総会第一委員会と並んで、軍縮問題に関して議論するための国連総会の補助機関。1952年設立。第一委員会が毎年秋に約4～5週間の日程で開催され、軍縮問題全般を扱うのに対し、UNDCは、通常毎年4月頃に3週間の日程で行われ、特定のテーマを3年間継続して取り上げ、議論する。

● **国連軍縮会議 (United Nations Conference on Disarmament Issues)**

アジア・太平洋地域において、軍縮・安全保障問題に対する意識を高め、対話を促進する観点から、1989年よりほぼ毎年開催されている会議。国連アジア太平洋平和軍縮センター主催。日本政府による協力の下、日本国内の地方都市で開催されている。

● **国連軍縮研究所 (UNIDIR : United Nations Institute for Disarmament Research)**

1984年に採択された国連総会決議39/148Hに基づき設立された、国連の枠内にありながら、独立して軍縮に関する研究を行う機関。軍縮・不拡散分野における多様なデータの提供を通じて、全ての国が必要な情報を得て軍縮努力を行いうるよう支援し、さらには、軍縮に関する新たな軍縮交渉に関わる問題や新たなイニシアティブに対する普遍的な洞察を提供することを目的とした研究や活動を行っている。ジュネーブ（スイス）に所在。

● **国連軍縮諮問委員会 (UN Secretary-General's Advisory Board on Disarmament Matters)**

軍縮問題一般につき国連事務総長に助言を与えることを目的に設置された機関。個人の見識を基礎とし、事務総長が任命する個人資格の委員約15名で構成される。日本からは、近年田中義具元軍縮代表部大使（1999年～2002年）、猪口邦子元軍縮代表部大使（2003年～2006年）、阿部信泰元国連事務次長（2008年～2012年）らが委員を務めた。

● **国連軍縮フェローシップ (United Nations Programme of Fellowship on Disarmament)**

特に開発途上国における軍縮問題の専門家を育成するため、軍縮問題に携わる各国の若手外交官・国防省関係者等を対象として行う国連の研修プログラム。1978年の第1回国連軍縮特別総会において実施が決定され、1979年以来毎年実施されている。日本は、1982年の第2回国連軍縮特別総会における鈴木善幸総理大臣演説において本計画参加者の広島及び長崎招待の提案を行い、翌1983年以来、毎年約30名の各国の若手外交官等の日本訪問を実現している。

● 国連軍備登録制度 (United Nations Register of Conventional Arms)

通常兵器の国際的な移譲を中心とする軍備の透明性や公開性を向上させ、各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の抑制等を図ることを目的として1991年、国連総会で採択された「軍備の透明性に関する決議」により設置された制度で、国連加盟国が任意で7つのカテゴリーに属する通常兵器の国際移譲に関する情報（1年間の輸出入数量及びその相手国）等を国連事務局に登録するもの。

● 国連小型武器会議

正式名称は「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議（The UN Conference on the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects）」。

小型武器非合法取引の防止に向けて開催された初めての閣僚級国連会議（2001年7月、於：ニューヨーク）。

● 国連総会第一委員会 (The First Committee of the UN General Assembly)

国連総会の下に設置された6つの主要委員会のうち、軍縮と国際安全保障問題全般を取り上げる委員会。毎年秋の国連総会一般討論後、約4～5週間の会期で開催されている。

● 混合酸化物 (MOX : Mixed Oxide)

燃料酸化ウランと酸化プルトニウムなどを混合して作られた核燃料。

● コンセンサス (consensus)

一般的に、合意文書が異議無く採択される方式を意味する。ジュネーブ軍縮会議（CD）や核兵器不拡散条約（NPT）等で採用されている方式。他方、国連総会では、表決によらない採択、つまり、投票や起立・発声などの一切の個別的意思表示を行わずに採択する無投票採択方式を採っている。これを一般的にコンセンサス方式と呼ぶこともあるが、無投票採択に参加しないが無投票採択を阻むものではない等公式に意思表示する場合もあるため、厳密には両者は異なるもの。

サ行

● 再処理 (reprocessing)

原子炉から出た使用済み燃料の中から、核燃料として再利用することができるウラン及びプルトニウムを他の核分裂生成物等と分離し、回収する工程。

● 重水炉 (HWR : Heavy Water Reactor)

重水（ D_2O ）を減速材として用いる原子炉。通常の水（ H_2O ）を用いる軽水炉よりは無駄なく中性子を核分裂反応に使えるため、天然ウランをそのまま燃料として使用できる。カナダのCANDU炉が重水炉の例。なお、重水は通常の水より中性子1個分重く、天然の水の中には0.015%含まれている。

● ジュネーブ軍縮会議 (CD : Conference on Disarmament)

ジュネーブ（スイス）にある、国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。1959年に設立された「10か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。これまで、核兵器不拡散条約（NPT）、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）、包括的核実験禁止条約（CTBT）等、重要な軍縮関連

条約を作成。2016年1月現在の加盟国は65か国。

● 消極的安全保証 (NSAs : Negative Security Assurances)

一般的に、核兵器国が非核兵器国に対し核兵器を使用しない旨約束することを言う。核兵器の使用及び威嚇に対し非核兵器国の安全保障が確保されるべきであるとの主張の高まりを受け、1978年の第1回国連軍縮特別総会において、5核兵器国がそれぞれNSAsに関する一方的な宣言を行った。また、1995年4月、非核兵器国の安全保障に関する国連安保理決議984号の採択に先立ち、5核兵器国がそれぞれNSAsに関する宣言を行っている。なお、米国は2010年4月に発表した「核態勢の見直し (NPR)」において、NPT締約国であり、NPT上の不拡散義務を遵守する非核兵器国に対して、核兵器の使用及びその威嚇を行わない旨宣言することにより、NSAsを強化することを明記。その後、英仏も同様の宣言を行った。

● 地雷禁止国際キャンペーン (ICBL : International Campaign to Ban Landmines)

地雷禁止を目指すNGOの国際的連合体。国際社会が対人地雷禁止条約締結へ向かう動きを強力に後押しした。1997年のノーベル平和賞を受賞。

● 新アジェンダ連合 (NAC : New Agenda Coalition)

非同盟・西側諸国の中の6カ国（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ）による核軍縮推進を目的としたグループ。1998年5月のインド・パキスタンによる核実験の後に組織化された。全面的核廃絶を求めつつも、まずは実行できる「実地的措置」を実施すべきとの立場をとる。2015年NPT運用検討会議において、NPT第6条に関する効果的措置に関する作業文書を提出し、その内容について非常に活発な議論が行われた。

● 新START (New START Treaty: Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Measures to Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms)

2009年12月に失効した第1次戦略兵器削減条約 (START I) の後継の米露二国間戦略核兵器削減条約。2011年2月5日発効。2018年2月5日までに、米国、ロシア各々の配備戦略核弾頭数の上限（重爆撃機は1機を1発としてカウント）を1,550発とすること等が定められている。（→第1次戦略兵器削減条約 (START I) を参照。）

● 信頼醸成措置 (CBM : Confidence Building Measures)

誤解や誤算に基づく偶発戦争や意図しない衝突を避けるため、二国間あるいは多数国間で実施する措置。例えば、関係国による種々の対話を通じた認識の共有や軍事活動についての年次報告がこれに当たる。

● 「すずらん」 ("SUZURAN")

日本の支援によりロシアで建設された、浮体構造型の低レベル液体放射性廃棄物処理施設 (Floating Facility to Process Low-Level Radioactive Liquid Waste)。1993年、ロシアによる放射性廃棄物の日本海への投棄が明らかになったことを受け、これを防止するため、日露非核化協力の最初の事業として1996年に建設が開始され、2001年にロシア側へ供与された。ロ

シア極東ウラジオストク近郊のポリショイ・カーメニ市にあるズヴェズダ造船所に係留され、退役原子力潜水艦の解体により生じる液体放射性廃棄物の処理を行った。処理能力は年間7,000立方メートル。

● 3S

核不拡散の担保のための保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字をとった造語。原子力の平和的利用、特に原子力発電を行う国はこの3つを確保することが求められる。

● 生物兵器（BW : Biological Weapons）

生物兵器禁止条約（BWC）では「①防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的による正当化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又はこのような種類及び量の毒素（原料又は製法のいかんを問わない）、②微生物剤その他の生物剤又は毒素を敵対目的のために又は武力紛争において使用するために設計された兵器、装置又は運搬手段」と定義されている。生物兵器としての使用が考えられる代表的な病原体等としては、天然痘ウイルス、炭疽菌、ペスト菌、ボツリヌス毒素等がある。

● 生物兵器禁止条約（BWC : Biological Weapons Convention）

正式名称は「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（Convention on the Prohibition of the Development, Production and Stockpiling of Bacteriological (Biological) and Toxin Weapons and on their Destruction)」。1975年発効。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面的禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約。同条約は加盟国による条約遵守の検証手段に関する規定がなく、そもそも生物剤や毒素への実効的な検証は極めて困難であるとの議論があり、条約の実効性をいかに強化するかが課題となっている。2016年1月現在の締約国数は173か国。

● 積極的安全保証（PSAs :Positive Security Assurances）

一般的に、非核兵器国が核兵器による攻撃又は威嚇を受けた場合にはその国に支援を与える旨、核兵器国が約束することを言う。核兵器不拡散条約（NPT）の交渉過程で、非同盟諸国を中心とする非核兵器国側が消極的安全保証（NSAs）及びPSAsをNPT条文に挿入するよう要求。核兵器国側は、これらをNPT条文に盛り込むことには応えず、1968年国連安保理決議第255号でPSAsを表明した。

● 戦術核兵器（tactical nuclear weapon）

一般的に、個々の戦場で使用するための核兵器のことで、短距離核ミサイル、核火砲、核地雷などが含まれる。

● 先制不使用（NFU: No First Use）

一般的に、核兵器による攻撃を受けない限り、核兵器を使用しないことをいう。先制攻撃（first attack）との概念的な混乱を避けるため「先行不使用」または「第一不使用」などと訳される場合もある。

● 戦略核兵器 (strategic nuclear weapon)

厳密な定義は存在しないが、新 START 条約上の定義によれば、5,500km以上の射程を持つ大陸間弾道ミサイル (ICBM)、600km以上の射程を持つ潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM)、8,000km以上の航続距離を持つ戦略爆撃機あるいは600km超の射程を有する巡航ミサイルを搭載した戦略爆撃機がこれに該当する。なお、これらに該当しない核兵器を非戦略核と呼ぶこともある。

● 戦略攻撃能力削減に関する条約 (モスクワ条約、SORT : Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions)

米国・ロシア間の配備戦略核弾頭 (戦略攻撃兵器) の削減に関する条約。通称「モスクワ条約」。2003年6月発効。2012年までの10年間で、米国、ロシア各々の配備戦略核弾頭を1,700～2,200発に削減すること等が規定された。2011年2月、新 START 条約発効したことに伴い終了した。

● 総合規制評価サービス (IRRS : Integrated Regulatory Review Service)

IAEAが加盟国に提供するレビューサービスであり、原子力安全規制に係る制度等について IAEA の安全基準に照らして総合的に評価を行うもの。

● 相互確証破壊 (MAD : Mutual Assured Destruction:)

米ソ冷戦時代 (1960年代) に提唱された核抑止理論。米ソ両国が、自国の核戦力の非脆弱性 (相手の攻撃に対する残存能力) を向上させて相手の先制攻撃から自国の核戦力の一部が必ず生き残るようにし、報復攻撃で相手を確実に破壊できる第二撃能力を確保することによって、核攻撃を相互に抑止することができるとするもの。

タ行

● 第1次戦略兵器削減条約 (START I : Strategic Arms Reduction Treaty I)

戦略核兵器 (戦略攻撃兵器) の削減等に関する米国・ロシア (ソ連) 二国間条約。配備する戦略核兵器の運搬手段 (大陸間弾道ミサイル (ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) 及び重爆撃機) の総数をそれぞれ1,600基 (機) に削減することや、配備される戦略核弾頭の総数を6,000発に制限すること等が規定された。

● 対人地雷禁止条約 (オタワ条約、Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and On Their Destruction)

カナダ政府が1996年10月にオタワで開催した国際会議に端を発するオタワ・プロセス (NGOと賛同国のみで対人地雷全面禁止を条約化するというもの) を通じ作成された条約。1999年3月発効。対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去を義務づけている。2016年1月末現在の締約国は162か国。

● 対弾道ミサイル・システム制限条約 (ABM条約、Anti-Ballistic Missile Treaty)

米国・ソ連 (ロシア) 間において、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を制限することを規定した条約。1972年10月発効。2001年12月に米国が一方的離脱をロ

シア等に通報し、その6ヶ月後の2002年6月に失効した。

● 大量破壊兵器 (WMD : Weapons of Mass Destruction)

一般的に、核兵器、生物兵器、及び化学兵器を指す。

● 弾道ミサイル (Ballistic Missiles)

ロケット式推進システムで大気圏外に打ち上げられ、その慣性の力によって大気圏外を弾道飛翔することで、最小のエネルギーで最大の飛翔距離を得ることができるミサイルの総称。

● 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC : Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation)

大量破壊兵器の運搬手段となる弾道ミサイルの規制を目指す初めての国際合意（ただし、法的拘束力を持つ国際約束ではなく、参加国の政治的意思を示すもの。）であり、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制等の原則と信頼醸成のための措置（年次報告の提出、事前発射通報、射場の視察）等を主な内容とする。2002年11月にオランダのハーグで日本を含む93か国の合意を得て採択。2016年1月現在、137か国が参加。

● 弾道ミサイル防衛 (BMD : Ballistic Missile Defense)

弾道ミサイルによる攻撃に対してミサイルやレーザー兵器等で迎撃して防御する兵器システム、もしくはその概念。

日本政府は、2003年12月にBMDシステムの整備を決定して以来、その着実な整備に努めてきており、①BMD運用・関連情報を直接、相互、リアルタイム及び常時共有するなど運用協力の強化、②長距離型監視用レーダー（Xバンド・レーダー）及びペトリオット・ミサイル（PAC-3）の配備・運用、③イージス艦搭載型迎撃ミサイル（SM-3）の防衛能力の継続的な強化など、BMDシステム能力の向上などについての日米間の協力が進められている。

● 中国遺棄化学兵器 (ACW : Abandoned Chemical Weapons in China)

先の大戦の際に中国に残された旧日本軍の化学兵器。1997年4月に発効した化学兵器禁止条約（CWC）に基づき、日本にはその廃棄義務がある。

● 通常兵器 (conventional weapons)

一般的には、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器を除くすべての在来の兵器を指すものと考えられる。

● 特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW : Convention on Prohibition or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects)

過度に傷害を与え、又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる特定の通常兵器の使用を禁止または制限する条約。本体条約と5つの附属議定書からなる。1980年採択、1983年発効。2016年1月現在121か国が加入。

● NATO新戦略概念 (Strategic Concept for the Defence and Security of the Members of the North Atlantic Treaty Organization)

2010年11月、リスボン（ポルトガル）で開催されたNATO首脳会合において採択された、NATO加盟国の防衛及び安全保障のための戦略概念。「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」がNATOの中核的任務であると謳い、核兵器が存在する限りNATOは核の同盟であるとしつつ、核と通常戦力の適切な調和の維持、並びに欧州の核兵器のさらなる削減にはロシアによる核の透明性向上等が必要としている。

● 爆発性戦争残存物 (ERW : Explosive Remnants of War)

不発弾及び遺棄弾の総称。2003年11月の特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）締約国会議において、「爆発性戦争残存物（ERW）に関する議定書（第5議定書）」が採択され、2006年11月に発効した。

● 非核化協力委員会 (旧ソ連)

旧ソ連諸国に対する核兵器廃棄に関する支援事業実施のため、ロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシ各国との間で非核化協力に関する二国間協定を締結し、それらの国々との間で非核化協力委員会を設立した。

1993年4月、日本は上記4か国の核兵器廃棄支援のため総額約1億ドル（117億円）の協力を行うことを発表。また、1999年6月のケルン・サミットにおいて、追加的に資金を供与する旨発表し、1999年度補正予算にて134億円を手当した。

● 非核三原則 (Three Non-Nuclear Principles)

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの原則のこと。これまで歴代の内閣が累次にわたり明確に表明してきている。なお、日本はNPT上の非核兵器国として核兵器の製造や取得等を行わない義務を負っている。さらに、法律上も原子力基本法により、日本の原子力利用は平和目的に厳しく限定されている。

● 非核特使 (Special Communicator for a World without Nuclear Weapons)

2010年8月の広島・長崎平和記念（祈念）式典において菅総理が制度の創設を表明し、同年9月に最初の委嘱を実施。自らの経験に基づく被爆証言を通じて核兵器使用の参加の実相を広く国際社会に伝達する被爆者に対して、政府が「非核特使」を委嘱することによりその取組を後押しする。2016年1月現在で、80事業計252名に委嘱。（ユース非核特使 参照）

● 非核兵器地帯 (Nuclear Weapons Free Zone)

一般的には、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理等を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）が域内の締約国に対し核兵器の使用、使用の威嚇を行わないこと（消極的安全保証の供与）や、域内における条約違反行為の助長及び核実験を行わないことを主要内容とする国際約束を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」のこと。

● 非戦略核兵器 (Non-Strategic Nuclear Weapons)

国際的に合意された定義はないが、一般的には、戦術核や中距離核ミサイルを含む、戦略

核兵器以外の核兵器のことを指す。

● 武器貿易条約 (Arms Trade Treaty)

2013年4月に国連総会で採択。2014年12月に発効。通常兵器の国際貿易を規制するための国際的基準を確立し、不正な取引等を防止することを目的とする条約。2016年1月現在の締約国は80か国。

● 武器輸出三原則 (Three Principles on Arms Exports)

武器輸出に関して1967年に表明された、①共産圏諸国向け、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向け、③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向け、の場合には武器輸出を認めない日本の政策をいう。その後、1976年の「政府統一見解」により、三原則対象地域以外の地域についても、「武器」の輸出は慎むこととされた。ここで言う「慎む」とは、「原則として認めない」という意味である旨、国会答弁で明らかにされている。したがって、現時点においては、三原則対象地域であるか否かにかかわらず、原則として、「武器」の輸出は認められないこととされている。但し、自衛隊の海外活動、対米武器・武器技術供与、物品役務相互提供協定等については、内閣官房長官談話などにより、例外とされた。また、2011年末には、防衛装備品をめぐる国際的な環境の変化を踏まえ、平和貢献・国際協力に伴う案件及び日本の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件について、厳格な管理が行われることと等を前提として、例外化措置が講じられた。

● 平和的核爆発

軍事的目的ではなく、大規模な土木工事や地下資源開発など、民生的・平和的目的のために利用される核爆発をいう。1974年、インドは、原子炉から得た使用済み核燃料から抽出したプルトニウムを利用して核実験を行い、これを「平和的核爆発」と称した。なお、包括的核実験禁止条約（CTBT）では、あらゆる核爆発が禁止されているため、CTBTの下ではいわゆる平和的核爆発も禁止の対象となる。

● 包括的核実験禁止条約 (CTBT : Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty)

地下核実験を含むあらゆる核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止する条約。1963年に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。1996年9月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書Ⅱに列記されている44か国（発効要件国）の批准が必要であり、現時点ではそのうちの8か国が未批准のため未発効。

条約により、その発効と同時に検証制度が有効となるよう、発効前から条約に規定された検証制度が整備されることが前提とされている（第4条）。CTBTが発効するまでの間に検証制度の整備を行うために、1996年、最高意志決定機関として包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会が、1997年には同委員会暫定技術事務局が設立された。

● 包括的保障措置協定 (CSA : Comprehensive Safeguards Agreement)

各国がIAEAとの間で締結する、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とした保障措置協定。締結国は、核物質や原子力施設に関する情報の提供、査察の受入れ等の義務を負う。NPTの締約国である非核兵器国は、NPT第3条によってその締結が義務付

けられている。2016年1月現在の締結国数は174か国。日本は1977年12月に締結。

● 放射性同位元素 (radioisotope)

原子の科学的性質を決める原子番号が同じで、原子の質量数が異なるもの同士を同位元素（又は同位体）と言い、その中で放射性を有するものを、放射性同位元素という。

● 放射線源 (radioactive source)

放射線の発生源のこと。放射線発生装置や放射性同位元素などがある。

● 保障措置 (Safeguards)

原子力が平和的利用から軍事的目的に転用されないことを確認するための措置。同措置の実施を主な目的のひとつとして設立された国際原子力機関（IAEA）は、保障措置協定締結国による核物質の計量管理状況の確認や査察などを通じ、転用や未申告の核物質、活動がないことを確認する役割を担う。

マ行

● ミサイル技術管理レジーム (MTCR : Missile Technology Control Regime)

大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与し得る関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする国際輸出管理レジーム。1987年4月設立。2016年1月現在、34か国が参加。

● 未臨界実験 (subcritical experiment)

プルトニウム等の核分裂性物質を高性能火薬により爆縮させ、臨界以下の爆縮の状況を確認する実験。化学爆発は起こるが、核分裂連鎖反応が維持されない未臨界状態で反応が止まるため、臨界を超えず、包括的核実験禁止条約（CTBT）によって禁止されている「核爆発」は生じない。

ヤ行

● ユース非核特使 (Youth Communicator for a World without Nuclear Weapons)

被爆の実相を世代と国境を越えて語り継いでいくために2010年に創設された「非核特使」制度に加え、2013年6月に岸田外務大臣が創設を表明し、同年7月に最初の委嘱を実施。各種国際会議、原爆展やNGO主催のイベント等様々な国際的な機会を通じて、自ら軍縮・不拡散における活動、研究、研修・教育結果の成果を発表し、核兵器使用の惨禍の実相を広く国際社会に伝達し、また将来の世代に継承する若い世代に対して、政府が「ユース非核特使」を委嘱することによりその取組を後押しする。2016年1月現在で、13事業計107名に委嘱。

● 輸出管理 (export control)

大量破壊兵器関連物質や通常兵器及びこれら兵器の開発等に用いられるおそれのある関連汎用品・技術の輸出を、輸出管理当局の許可に服せしめること。

大量破壊兵器等の関連汎用品・技術の供給能力を有する日本は、国際的な輸出管理で協調するための関係国の集まりである国際輸出管理レジーム（原子力供給国グループ（NSG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、オーストラリア・グループ（AG）、ワッセナー・アレンジメント（WA））における申し合わせを踏まえ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に

に基づき、輸出貿易管理令及び外国為替令に輸出管理品目リストを規定し、このリストに掲載された品目の輸出に際しては、原則として輸出先に関わらず許可申請を必要とする厳格な輸出管理を実施している。さらに、リストに掲載されていない品目についても、大量破壊兵器やその運搬手段の開発等の用途に用いられるおそれのあるときや、通常兵器の開発等の用途に用いられるおそれのある場合であって武器禁輸対象国等一定の国に輸出するときには、輸出許可申請を必要としている。（→「キャッチオール規制」参照。）

● 余剰兵器プルトニウム (surplus weapon-grade plutonium)

国防上不要なものとして解体された核兵器から取り出された兵器用プルトニウム。一般的には、プルトニウム240の比率が7%未満のプルトニウムを指す。

ラ行

● 劣化ウラン弾 (depleted uranium munitions)

劣化ウランは、天然ウランから濃縮ウランを製造する過程で生じる副産物で、核分裂を起こすウラン235含有率が低いウランを指す。劣化ウラン弾は、通常弾に比べ、射程距離が長く、貫通力が強いことから、戦車等の装甲や堅固な標的を攻撃するために使用される。

● ロンドン・ガイドライン (London Guidelines)

「原子力供給国グループ」を参照。

ワ行

● ワッセナー・アレンジメント (WA : Wassenaar Arrangement)

ココム（COCOM：対共産圏輸出統制委員会）が発展解消し、その後継として1996年7月に設立。①通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、②グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。2016年1月現在、41か国が参加。